



奥多摩町告示第 110 号

奥多摩町町税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）附則第23条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定による文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年11月13日

奥多摩町長 師岡伸公

